

広島地方最低賃金審議会
第545回 本審議会 議事要旨

開催日時	令和4年11月1日(火) 10時00分～10時54分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 広島県最低賃金専門部会の廃止決定について 2 広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定について 3 審議会の公開について 4 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県最低賃金専門部会の廃止決定について 広島県最低賃金専門部会の廃止決定について事務局から説明を行ったのち、会長から廃止について審議したところ、異議なく廃止が決定された。</p> <p>2 広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定について 各特定最低賃金専門部会における審議経過について、事務局が説明したのち、結審した7種類の特定最低賃金について採決したところ、一部の特定最低賃金については賛成多数として、その他は全会一致として部会長報告のとおり答申とすることとされた。 答申のあった7種類の特定最低賃金について、異議申出の公示、官報公示予定日、発効予定日等、事務局から説明した。</p> <p>3 審議会の公開について 現在のところ非公開の諮問文、答申文の取扱いについて事務局から説明を行ったのち、会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に対し、公開することに対する意見を求め、双方から意見聴取した。採決によって全委員の賛成により令和4年度分から諮問文・答申文を公開することとなった。</p> <p>4 その他</p> <p>① 今後の本審の開催予定について事務局から説明が行われ、了承された。 第546回本審（予定） 日 時 令和4年11月17日（木） 10時から 議 題 特定最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて</p> <p>② 県最賃答申付帯事項に対する対応結果報告について 事務局は、県最賃答申の際に審議会から要望されていた4つの要望事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者に対する各種支援策の活用促進と一層の周知 ・中小企業・小規模事業場を的確に把握し、最低賃金額の効果的な周知・広報 ・官公庁発注業務について、最低賃金改正後、契約先が最低賃金法違反とならないよう公正な対応をとること ・企業間の適正取引のため、関連会社等の利益還元率の確保 <p>について、対応結果を報告した。</p>			